

千曲市告示第42号

千曲市猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

千曲市長 小川 修 一

千曲市猫不妊去勢手術補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市猫不妊去勢手術補助金交付要綱（平成30年千曲市告示第111号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「規則」という。」を削る。

第2条第1号中「市税」を「同一世帯員に市税等」に改める。

第3条の表中

「	「								
<table border="1"><tr><td>4,500円</td></tr><tr><td>3,000円</td></tr><tr><td>5,500円</td></tr><tr><td>3,500円</td></tr></table>	4,500円	3,000円	5,500円	3,500円	<table border="1"><tr><td>2,500円</td></tr><tr><td>1,500円</td></tr><tr><td>7,000円</td></tr><tr><td>7,000円</td></tr></table>	2,500円	1,500円	7,000円	7,000円
4,500円									
3,000円									
5,500円									
3,500円									
2,500円									
1,500円									
7,000円									
7,000円									
」を	」に改める。								

様式第1号中

「
申請に当たり、千曲市猫不妊去勢手術補助金交付要綱第2条に規定する条件を満たす者であることを証するため、市が私に係る住民基本台帳情報及び市税納入状況を一覧することにご同意します。
」を

「
申請に当たり、千曲市猫不妊去勢手術補助金交付要綱第2条に規定する条件を満たす世帯であることを証するため、市が世帯に係る住民基本台帳情報及び市税納入状況を一覧することにご同意します。
」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の千曲市猫不妊去勢手術補助金交付要綱の規定は、この告示の

施行の日以後の申請に係るものから適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。